

望月 厚子 ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士
 大手生保在職中にFP資格取得。FP会社で実務経験を積んだのち独立、社会保険労務士資格を取得。現在は相談業務、原稿執筆、セミナーに従事。

●2022年度の年金額は引き下げ

1月、厚生労働省は、2022年度の年金額や在職老齢年金の支給停止基準額等を発表しました。

2022年度の年金額は、2021年度に比べて0.4%の引き下げとなり、2年連続の引き下げとなりました。老齢基礎年金の満額は77万7800円で、月額6万4816円(前年度比▲259円)となり、年間約3,000円の減額になります。また、厚生労働省のモデルケース(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額※1)では、月額21万9593円(前年度比▲903円)です。

年金額の改定が反映されるのは、4月支給分からですが、実際に口座に振り込まれるのは、6月15日(4月支給分と5月支給分)になります。なお、年金受給者宛に、6月上旬頃「年金額改定通知書」が送付される予定ですが、早めに自分の年金額を知りたい人は、4月以降であれば、年金事務所などで試算してもらうことができます。

※1 平均的な収入(平均標準報酬[賞与含む月額換算]43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金で、「老齢厚生年金+2人分の老齢基礎年金(満額)」

●在職老齢年金の改正について

在職老齢年金とは、60歳以降、老齢年金を受給しながら働くと、年金額と給与・賞与の額によって年金の一部または全部が支給停止(減額)となる制度。4月1日から在職老齢年金制度の仕組みが変わります。

変更される点は、次の①と②になりますので、それぞれについてご説明しましょう。

①60歳以上 65歳未満の在職老齢年金の支給停止の見直し

現行の在職老齢年金の仕組みは、60歳～65歳未満分と、65歳以降分の2つに分かれています。65歳未満の在職老齢年金については、報酬と年金月額の合計額が28万円(支給停止基準額)を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。

今回の改正では、65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額が、現行の28万円から、65歳以降の在職老齢年金の支給停止基準額と同額の47万円に引き上げられます。

たとえば基本月額10万円(※2)、総報酬月額相当額30万円(※3)のケースで比較してみましょう。

【改正前】

支給される年金額=10万円-[(10万円+30万円-28万円)÷2]=4万円となり、支給される年金は、月額4万円に減額されます。

【改正後】

支給される年金額=10万円-[(10万円+30万円-47万円)÷2]で、支給停止基準額47万円以下となるため、年金は全額が支給されます。

ただし、この改正のメリットを受けられるのは、60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を受給できる1961年4月1日以前生まれの男性、および1966年4月1日以前生まれの女性。

対象者には、5月上旬に「支給額変更通知書」が送付される予定です。

※2 基本月額とは、加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

※3 総報酬月額相当額とは、その月の標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の合計÷12

②65歳以上に在職定時改定の導入

これまで、65歳以上の年金受給者が厚生年金保険に加入している場合、在職中の年金額の改定(再計算)は

一切行われません。年金額が改定されるタイミングは、「退職時(資格喪失時)」または「70歳到達時」のどちらかでした。今回、「在職定時改定」の導入によって、退職を待たずに、年1回、10月に年金額が改定されるようになります。

具体的にどのくらい増えるでしょうか。厚生労働省によると、この制度を導入した場合、次のように年金額が増額されます。

- ・報酬月額10万円で1年間働いた場合で年7,000円程度増額
- ・報酬月額20万円で1年間働いた場合で年1万3,000円程度増額
- ・報酬月額30万円で1年間働いた場合で年2万円程度増額

なお、65歳の前月までの厚生年金保険の加入期間が480月未満の人の場合、65歳以降も厚生年金保険に加入すると、480月になるまでは経過的加算部分も増額になります。

増額された年金額が反映されるのは、10月支給分からになりますが、実際に年金が口座に振り込まれるのは、12月15日(10月支給分と11月支給分)になります。

対象者には、在職定時改定の内容を知らせる「支給額変更通知書(仮称)」が送付される予定です。なお、年金事務所などの窓口で試算ができるのは、8月末頃からになるとのことです。

【2022年度おもな年金額】

・老齢基礎年金(満額)	777,800円
・配偶者加給年金額	388,900円
・遺族基礎年金	777,800円
・子の加算額2人目まで各	223,800円
・第3子以降の加算額	74,600円
・中高齢の寡婦加算額	583,400円
・障害基礎年金1級	972,250円
・2級	777,800円
・障害厚生年金3級	583,400円
	(最低保障額)
・障害手当金	1,166,700円
	(最低保障額)
・在職老齢年金の支給停止基準額	470,000円